

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（平成19年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成20年9月19日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u>（平成19年鳥取県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(議員報酬の支給)</p> <p>第2条 <u>議員報酬</u>の支給期日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給期日とする。</p> <p>第3条 <u>議員報酬</u>は、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の職についた日から、退職等（任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなることをいう。以下同じ。）となったときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>議員報酬</u>を支給する場合であつて、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その<u>議員報酬額</u>は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第16条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 支出担当職員等は、その支出し、又は支払った概</p>	<p>鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u>（平成19年鳥取県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の支給)</p> <p>第2条 <u>報酬</u>の支給期日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給期日とする。</p> <p>第3条 <u>報酬</u>は、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）の職についた日から、退職等（任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなることをいう。以下同じ。）となったときはその日まで、死亡したときはその月の末日まで支給する。</p> <p>2 前項の規定により<u>報酬</u>を支給する場合であつて、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その<u>報酬額</u>は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第16条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 支出担当職員等は、その支出し、又は支払った概</p>

算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当職員等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う議員報酬又は費用弁償の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(口座振替の方法による支払)

第19条 この規程に規定する議員報酬、期末手当及び旅費は、議員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、議員の議員報酬及び期末手当の支給については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の適用を受ける職員の給与の例に、議員の費用弁償の支給については、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の適用を受ける職員の旅費の例による。

算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当職員等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う報酬又は費用弁償の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

(口座振替の方法による支払)

第19条 この規程に規定する報酬、期末手当及び旅費は、議員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、議員の報酬及び期末手当の支給については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の適用を受ける職員の給与の例に、議員の費用弁償の支給については、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の適用を受ける職員の旅費の例による。

附 則

この告示は、平成20年9月19日から施行し、改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の規定は、同月1日から適用する。